

## 駅周辺にふさわしい都市機能検討委員会設置要綱

平成 25 年 3 月 21 日決定

(駅周辺にふさわしい都市機能検討委員会の設置)

第 1 条 公共交通拠点である駅周辺における都市機能の集積や充実を図るため、地域地区等の見直しに向けた「駅周辺にふさわしい都市機能のあり方」を取りまとめることを目的として、「駅周辺にふさわしい都市機能検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 地域地区等 都市計画法第 8 条に規定する地域、地区又は街区及びそれに関連する都市計画をいう。
- (2) 駅周辺にふさわしい都市機能のあり方 駅周辺において、どのような都市機能の集積を図ることがふさわしいかなど、地域地区等の見直しにより目指す都市機能の配置・誘導の方向性を示したものをいう。

(検討委員会)

第 3 条 検討委員会は、第 1 条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について、検討を行う。

- (1) 地域地区等の見直し候補地の抽出方法
- (2) 見直し候補地に求められる充実すべき都市機能
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事項

2 検討委員会は、前項の規定により得た検討の結果を踏まえ、「駅周辺にふさわしい都市機能のあり方」を取りまとめる。

(組織)

第 4 条 検討委員会の委員は、学識経験のある者、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 検討委員会の座長は、委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(運営)

第 6 条 検討委員会は、座長が招集する。ただし、最初の検討委員会は、市長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 座長は、必要に応じて委員以外の者を検討委員会に出席させることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、京都市情報公開条例第7条に基づき非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、都市計画局都市企画部都市計画課において行う。

(補則)

第9条 本要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。